

# 聞思

寺 報  
MONSHI

第9号  
2019年8月

発 行



浄土真宗  
本願寺派

田野山西敬寺



## 聞思 第9号 目 次

西敬寺新本堂落慶慶讃奉告法要に関して・・・2

＊大切なご案内となります。是非ともご高覧下さいませ。

西敬寺歳時記（4月～7月）・・・4

連 載・・・6

いまどきの終活の作法 ～大切なひとに負担をかけないために～

第6回 これからの安心して暮らすための

遺言書ススメ + α のススメ

西敬寺における「葬儀」説明会のご案内・・・8

田野山西敬寺

検索

<https://www.tanozan-saikyoji.jp>



西敬寺のホームページから最新情報をご確認頂けます。

上記アドレスからは是非ご覧下さい。（スマートフォンにててもご覧頂けます。）

# 西 敬 寺 新 本 堂

落 慶 慶 讃 奉 告 法 要 ・ 祝 賀 会 の ご 案 内

▶開催日時：令和元（2019）年10月20日（日）

▶開催場所：法要 西敬寺本堂 （長野市南堀336）

祝賀会 ホテル国際21（長野市県町576）

## 記 念 法 話 ご 講 師 紹 介



きよおか りゅうぶん

清岡 隆文 師

大阪府吹田市

浄土真宗本願寺派

大光寺前住職

本願寺派布教使

元龍谷大学教授

## 次 第

9：30 受付開始

10：00 開 式

10：15 勤 行

10：45 休憩（お茶・おやき振る舞い）

11：00 記念法話

12：00 閉 式

12：15 祝賀会場へバス出発

\*大型バスに分乗してご移動頂きます。

13：00 祝 賀 会 開 会

15：30 閉 会

15：45 西敬寺へバス出発

\*大型バスに分乗しご移動頂きます。

16：15 西敬寺着・解散



## 服装とお持ち物に関して

礼服（もしくは、それに準ずる服装）にてお願い申し上げます。お念珠・門徒式章（お持ちの方）はご持参下さいませ。尚、当日は下に掲載した「記念念珠」と「記念勤行集」を受付にてご贈呈致しますので、そちらをご利用頂くことも出来ます。

\*門徒式章のご購入  
の希望がございましたら、住職にご相談くださいませ。



門徒式章（ご参考）



記念勤行集



記念念珠

## お布施（参加費）に関して

たいへん恐縮ですが、祝賀会は飲食を伴う為、法要・祝賀会ご出席の方は受益者負担とご理解頂き、お一人 10,000 円。法要のみご出席の場合は、お一人 3,000 円の会費制とさせていただきます。何卒、ご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。

## お申し込み・お問い合わせに関して

同封致しました「ご返信ハガキ」にご記入頂き、8月31日までにご投函下さいませ。

ご不明な点がございましたら、担当のお世話人様、もしくは住職までお気軽にお問い合わせ下さいませ。

### 当日の駐車・駐輪場に関して

右図 ■■■ 色の部分に約 20 台分のスペースがございます。また、当日 9:00 より誘導員が→のように長命寺様の臨時駐車場へご案内致します。

自転車・バイクでお越しの方は ■■■ 色の部分に駐輪して頂きますようご協力の程宜しくお願いします。

祝賀会にて飲酒されるご予約の方は、公共交通機関をご利用頂きますようお願い致します。

尚、西敬寺～祝賀会場の移動手段に関しましては、基本的に、ご用意する大型バスに分乗して頂きます。

お帰りの祝賀会～西敬寺は、大型バスに再度分乗頂くか、公共交通機関などにて直接ご帰宅頂くことも可能です。

ご返信ハガキに選択記入欄を設けますので宜しくお願い致します



# 歳時記 (4月～7月)

## 終／宗活公開講座 西敬寺

### 第一回～第四回が開催

住職の法話、伊藤安芸行政書士の講演をセットにした「終／宗活公開講座 西敬寺」が四月から開講しました。回を重ねるごとに参加者が増えており、門信徒以外の一般参加者の方からも好評を得ております。

第一回の際には、前住職（釋慈孝師）の祥月命日と重なったこともあり、長年、西敬寺を会場にバイオリン教室を主宰されている中島玉絵先生が、飛び入りで追悼演奏をご披露下さいました。



分かりやすく丁寧にお話下さる

伊藤安芸行政書士



バイオリンの演奏 中島 玉絵 先生

先生が「パリのマドレーヌ教会で演奏したことを思い出しました・・・あらためて素晴らしいご本堂ですね。」と感激して下さいました。

ご参加された方々も「バイオリンの澄み渡った響が天井から降り注いで来るよう。」と驚きと喜びの声が聞かれました。

音楽と宗教の繋がりを活かして、より多くの方々にご参拝頂けるようにも取り組んで参りたいと思います。

尚、第5回「終／宗活公開講座 西敬寺」は、九月二十三日（**秋分の日**）十三時半より十五時にて開催致します。お申し込み・参加費不要です。是非、ご参加下さいませ。

## 募集！

「本堂でコンサートをしたい！」  
そんな方やグループを募集致します。

西敬寺の新本堂が、設計通りに、たいへん音楽との親和性が高いことが実証されました。

より多くの方々に西敬寺の本堂を知って頂き、仏教との「出遇い」の場となるきっかけとして、積極的に音楽コンサートを開催したいと考えています。

ご自身やお子さま・お孫さま・お知り合いに演奏家の方がいらつしやいましたらプロ・アマチュア問わずご紹介下さいませ。

詳細につきましては、個々にお打ち合わせをさせて頂きますが、一つだけご利用条件として、コンサートの冒頭もしくは合間に住職の「法話」を最低十五分間入れさせて頂ければと考えております。

ご紹介・お問い合わせは、先ずはお電話メールにてお気軽にお願い致します。

\*最終頁に電話番号やメールアドレスを掲載しております。



# 寺 敬 西 山 野 田

## 新本堂にて

### 「永代経法要」厳修

五月十九日、新本堂にて、初めての「永代経法要」が厳修されました。

御導師に長命寺ご住職 野田康真師、御講師に堺市の真光寺ご住職 木村世雄師をお招きし、たいへん尊きご縁となりました。

満堂となった新本堂にて「私ひとりの為」とは聞かせて頂きつつも、お念仏



響きあう時間と空間の中「阿弥陀様、お釈迦様、七高僧様、ご聖人様、世々生々の父母兄弟の皆様、尊いお導きを有難うございます。」と、重ねて報恩のお念仏が溢れました。

御斎（懇親会）にも多くのご出席を賜り、ご法話の感想を語り合いながら楽しいひと時をお過ごし頂きました。

来年度は、五月十七日（日）広島県から正覚寺ご住職の清胤弘英・祐子先生ご夫妻を御講師に開催予定であります。多くの皆様とご一緒にご聴聞させて頂けるように心を込めて準備して参りましょう。

## 地域に開かれたお寺として

七月十七日に住職が、理事を務めております「ながのボランティア・市民活動支援ネットワーク」の情報市場（毎月第三水曜日に長野市ふれあい福祉センターにて十六時～十七時開催）が本堂を会場に行われました。

今、社会全体から「生きづらい」・「居場所（安心できる場所）がない」との切実な「声」が聞こえて来ます。

西敬寺が「安心できる場所」すなわち「相手から関心を持たれ、自分の意見が尊重され、そのままの自分を受け入れてくれる人とのつながり」を紡ぎ出せるように、地域社会で活躍される方々と積極的に連携致します。

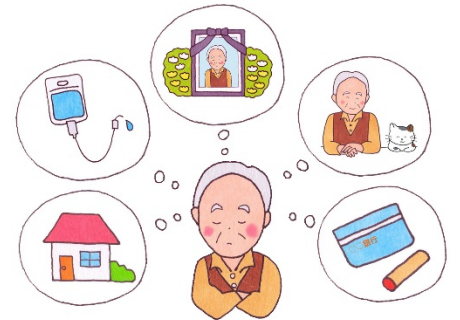


本人が亡くなった後、誰にどの財産をどのくらい渡すのかということや認知などの身分のことを予め決めておくのはとても重要なことなので遺言書は誰もが準備すべきものです。一方で、生前の暮らしの安心について準備しておくことも同じくらい重要なことです。

プラスアルファ

### ＋ α のススメ

これからの暮らしにおける不安は何でしょう？介護・医療（終末）・お金の管理・葬儀や供養などが代表格ではないでしょうか。これらはいずれもエンディングノートや遺言書ではカバーしきれない問題です。そこで＋αのオススメです。それぞれの不安要素に対応した契約書を準備することで安心した暮らしが可能になります。



各契約書の詳細は割愛しますが、以下のものをオススメします。契約書の形式になるため（尊厳死宣言書を除く）、相手方は契約内容を実行する義務を負いますので希望や意思がきちんと実現されます。

#### ①介護や認知症、お金の管理のことなら

・・・財産管理等委任契約書・家族信託契約書・任意後見契約書

#### ②終末医療のことなら・・・尊厳死宣言書

#### ③お墓や供養のことなら・・・死後事務委任契約書

#### ④その他・・・見守り契約書・保証人契約書 等

### まとめ

エンディングノートにはこれまでの自分を振り返ったり、自分の気持ちを整理したり、暗証番号やかかりつけの病院や薬などを管理できるメリットがありますので、無意味と切り捨てるべきではありません。しかし、自分の希望や意思をきちんと実現したい場合は遺言＋αで対応することが必要になります。まずは自分がこんごどのような暮らしをして、どのような最期を迎えたいのか検討することで必要な＋αが見えてきます。

ここまでお読みいただきありがとうございました。相続や終活では予想外のトラブルが起こります。そんなとき困るのはあなたご本人やあなたの大切なご家族やパートナーです。大切な方をトラブルから守るためにもしっかりと準備することが肝要です。

－ご意見・ご要望・ご質問などお気軽にお寄せ願います－  
伊藤 安芸：行政書士伊藤安芸事務所代表  
(行政書士・家族信託普及協会会員・葬祭カウンセラー)  
TEL026-219-6373 メール y-itoh@office-angei.com



## いまだきの終活の作法～大切なひとに負担をかけないために～

### 第6回 これからを安心して暮らすための

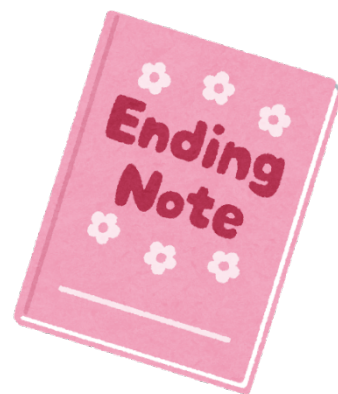
プラスアルファ

## 遺言書 + α のススメ

皆さんこんにちは。行政書士の伊藤安芸です。さて今回は、終活を考えている方はもちろん、まだ何も準備してないという方まで知っておいて損のないお話をしたいと思います。特に、遺言書を書いた、あるいはこれから準備しようと考えている、という方はぜひ参考になさってください。

### エンディングノートはどこまで有効か？

終活を考える時に入り口としてよく聞くのはエンディングノートです。書き方講座なども開催され、書店には自分史が記入できるものなど様々な種類が並んでいます。記入は自分のペースで気軽に始められ、パソコンや携帯電話、銀行口座などのIDやパスワード、暗証番号をまとめたページもあるため遺された家族の事務的な負担軽減に適しています。しかし、いざというときエンディングノートはどこまで有効でしょう？結論から言うと、エンディングノートには法的な拘束力がないため、いくら希望を記入しておいても銀行や不動産登記では思いを実現できないのです。エンディングノートを持参しても銀行でお金の引き出しには応じてくれませんし、延命治療を望まないとしても医療機関は受け入れてくれるとは限りません。葬儀や供養についても、希望通り実行されるかはわからないのです。



エンディングノートは自らの介護や医療、葬儀やその後に関する「自分の希望を伝えるメッセージ」でしかないのです。

### 遺言書があればすべて安心か？

エンディングノートには法的拘束力がないので使い分けが必要なことがわかりました。次は終活の代名詞とも言える遺言について考えましょう。遺言は民法で方式が定められ、法的拘束力があるので本人の希望が実現できる書類です。しかし、大前提として遺言（遺言書）は、本人が亡くなってはじめて効力を発するものです。つまり、生前の要介護状態や認知症、終末医療に関しては役に立たないということを理解しておく必要があります。民法には、遺言で指定できる内容（相続や財産処分など）が決められているため、介護や医療、葬儀や供養について遺言に書いたとしてもその部分に法的効力はありません。延命治療を望まない場合に、医師に遺言を見せるのもなんだかおかしい話です。

# 西敬寺における「葬儀」の説明会



## 予期せぬご葬儀に役立つ パンフレット贈呈

新本堂にて8名様のご通夜法要・ご葬儀のご縁がございました。経験させて頂いたからこそ、見えてきたこと、考えさせて頂いたことをまとめ、これからの西敬寺での「ご葬儀」のご提案をさせていただきます。更には、皆様が抱えておられるご葬儀への不安・疑問にお答えします。

今まで、西敬寺にご縁のなかった、ご親類・ご友人をお誘い頂いてのご参加も大歓迎です。（ご葬儀やお墓のことでお悩みの方がいらっしゃいましたらご紹介下さいませ。）

また、お墓のお悩み（継承者問題・墓じまい・仏壇じまい）に、西敬寺の納骨壇のご説明と合わせてお応えします。

開催日時：第1回 2019（令和元）年9月16日（敬老の日）

第2回 2019（令和元）年9月23日（秋分の日）

10：30～12：00 終了（各回共通）

会場：西敬寺本堂（本堂正面にて受付 10：00 開始）

参加費：不 要 / 服 装：カジュアル

お問い合わせ（事前に下記からお申し込み下さいませ）

電話：026-243-5570

メール：jikyo47@gmail.com